

特命担当大臣と外局の庁の長官との併任の可否に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月二十九日

藤 末 健 三

参議院議長 江 田 五 月 殿



特命担当大臣と外局の庁の長官との併任の可否に関する質問主意書

内閣府設置法第九条に規定される「特命担当大臣」が、観光庁長官、中小企業庁長官等省の外局である庁の長官に併任されることが法的に可能であるか、政府の見解を詳細に示されたい。

右質問する。

